

(平成27年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

中国（岡山）厚生年金 事案 3305（岡山厚生年金事案 315、1572 及び 1638 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 6 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで
② 昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 1 月 5 日まで

申立期間①については、A社に、申立期間②については、B社（現在は、C社）に勤務していた。申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録は誤りであるとして、年金記録の訂正を求めたが認められなかった。

今回、新たにB社に係る同僚二人の連絡先が判明したので、再度調査を行い、私の加入記録を認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについて、i) 事業主が申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料が無いこと、ii) 申立人がA社と一緒に勤務していたと主張している上司及び同僚は、「申立人は私が入社(昭和 50 年 7 月及び同年 8 月頃)した後に入社してきた。」と証言していること、iii) 申立人の同事業所における雇用保険と厚生年金保険の加入記録は一致していることなどから、既に年金記録確認岡山地方第三者委員会（当時。以下「岡山委員会」という。）の決定に基づき、平成 21 年 4 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2 回目の申立てについて、i) 新たに事情を聴取できたA社の同僚からは、申立人の申立期間①当時の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除についての証言を得られない上、このうちの一人(昭和 50 年 10 月入社)は、「申立人は、私よりも数か月遅れて入社してきた。」と証言していること、ii) 申立人は、D社には昭和 56 年 3 月以降に勤務したと主張するが、当時

の同事業所の従業員は、「D社は、昭和51年に倒産した。」と証言している上、オンライン記録から同事業所は51年4月30日に適用事業所でなくなっていることが確認できること、iii) D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の長男（昭和51年*月*日生まれ）に係る出産給付が記録されている上、遡って訂正しているなどの形跡も無く、同記録に不自然な点は見当たらないことなどから、既に岡山委員会の決定に基づき、平成24年2月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、3回目の申立てについて、申立人は、申立期間①後に異動により勤務したB社の同僚、E社からの出向者及びF社の役員の名前を複数挙げて聴取を希望しているものの、i) 申立人は、E社からの出向者について姓しか記憶しておらず、同姓の被保険者に照会しても人物を特定できないこと、ii) 申立期間当時の取引先の事業所であるF社の役員については、連絡先が不明のため照会できないこと、iii) B社の同僚のうち、照会して回答のあった11人からは、申立人が申立期間においてA社に勤務していたこと、及び厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言が得られない上、上記同僚のうち一人は、「私がB社に異動となったのは昭和52年1月で間違いなく、申立人は私と同一日に、A社からB社に異動となった。」と証言していることなどから、既に岡山委員会の決定に基づき、平成24年8月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たに二人の同僚の連絡先が判明したので調査してほしいと主張していることから、当該同僚二人に照会したものの、そのうち一人からは、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたこと、及び厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られず、ほかの一人からは文書照会に対する回答が得られない。

なお、当該同僚は、C社の現総務課長に対し、「申立人を記憶しておらず、A社という事業所を知らない。」と述べている。

このほか、岡山委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立期間①について、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、i) C社は、当時の資料は保存していないため申立人に係る厚生年金保険の届出及び保険料控除については不明である旨回答しており、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できないこと、ii) B社の同僚のうち、照会して回答のあった11人からは、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除をうかがわせる証言が得られない上、うち一人は、昭和52年1月に申立人と一緒にA社からB社に異動した旨証言していること、iii) 当時の取引先の事業所であるG社及びH社に照会したもの

の、申立人の勤務実態及び保険料控除をうかがわせる証言は得られないこと、iv)申立人のB社における雇用保険と厚生年金保険の加入記録が一致していることなどから、既に岡山委員会の決定に基づき、平成24年8月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たに二人の同僚の連絡先が判明したので調査してほしいと主張していることから、当該同僚二人に照会したものの、そのうち一人は、「申立人がB社に勤務していたことは記憶しているが、勤務期間及び厚生年金保険料の控除は不明である。」としており、ほかの一人からは回答が得られない。

なお、岡山委員会において、同僚照会し回答のあった一人から「申立人は、B社に昭和51年4月から6月頃には、勤務していた。」との新たな供述を得たが、一方、既に「昭和52年1月に申立人と同一日に、一緒にA社からB社に異動となった。」との証言が有り、当該事業所における勤務開始時期の特定は困難である。

このほか、岡山委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3306（岡山厚生年金事案 518 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月 28 日から 52 年 7 月 1 日まで
昭和 48 年 1 月 5 日から 54 年 7 月 21 日まで A 社に勤務していたにもかかわらず、一部期間の厚生年金保険の加入記録が無いことから、記録の訂正を求めて、申立てを行ったが認められなかった。
今回、A 社に勤務していた同僚が、私が申立期間に同社に勤務していたことを証言してくれるので、話を聞いてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の昭和 51 年 2 月 28 日から 52 年 6 月 30 日までの期間に係る申立てについては、i) 申立人の同僚は、「申立人は、時期は特定できないが、A 社を一旦退職し、その後再び勤務した。」と証言していること、ii) 事業主は、「当事業所が保存している被保険者記録に記載されている申立人の採用日(昭和 52 年 7 月 1 日)と申立人の厚生年金保険被保険者資格の再取得日が一致しており、申立人は、52 年 7 月 1 日以前に一旦当事業所を退職したものと思う。」と回答していることから、申立人が、申立期間において、申立てに係る事業所に勤務していなかったと推認できること、iii) 申立人の同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な証言が得られない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いこと、iv) 当該事業所に係るオンライン記録に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無いことなどから、既に年金記録確認岡山地方第三者委員会（当時。以下「岡山委員会」という。）の決定に基づき、平成 21 年 10 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「A 社勤務時の同僚が、私が申立期間

に同社に勤務していたことを証言してくれる。」と主張しているところ、当該同僚は、「申立人は、勤務期間は特定できないが、A社に入社してから退職するまでの間、途中で辞めたり他の会社に勤務したりした記憶は無い。しかし、申立人が申立期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かは記憶していない。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、岡山委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。